

国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます！

いつでも！
どこでも！



国民年金保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できるようになりました。

ご利用に必要なもの

- ①納付書
- ②スマートフォン
- ③決済アプリ



対象決済アプリ

- ▶ au PAY
- ▶ d払い
- ▶ PayB (※)
- ▶ PayPay

※金融機関等が提供するアプリを含む。
詳細は、PayBのホームページをご覧ください。

スマホ決済の流れ



◎バーコードが印字されていない納付書(30万円を超える金額の納付書等)については、ご利用いただけません。
◎各決済アプリの使用方法等については、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

☎ 住民課戸籍担当 56 - 2123

後期高齢者医療制度

交通事故等の第三者行為でけがや病気をしたときは！

第三者行為とは？

以下の事例のように、第三者の行為によって負傷した場合が「第三者行為」に当たります。

- 交通事故！
- 他人の飼い犬にかまれた！
- 購入した食品や飲食店等での食中毒！
- 暴力行為！ など



医療機関に伝えましょう！

医療機関で、第三者行為によるけがなどにより、被保険者証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。



警察に届けましょう！

交通事故に遭ったときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届け、交通事故証明書を出してもらいましょう。



市区町村の窓口必ず申請しましょう！

必ず市区町村の窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。法令により、速やかに届け出をするよう義務付けられています。

～申請に必要なもの～

- 被保険者（届出者）の印鑑
 - 交通事故証明書（交通事故の場合）※後日でも可
 - 被保険者証
- その他、必要書類は市区町村窓口にあります。

交通事故（自転車事故含む）等第三者行為によるけがや病気をしたとき、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分は、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日加害者へ請求することになります。

☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 011 - 290 - 5601 住民課後期高齢者医療担当 56 - 2122

第20回 統一地方選挙

4月は統一地方選挙が行われます。私たちにとって身近な今回の選挙は、北海道・占冠村の将来を決める大変重要な意味を持っていますので、棄権することなく、貴重な一票を投じましょう。

☎ 占冠村選挙管理委員会(役場内)
☎ 56 - 2121

北海道知事および北海道議会議員選挙

投票日 **4月9日(日)**

投票できる方

- ▶ 平成17年4月10日までに生まれた投票当日満18歳以上の方
 - ▶ 北海道知事選挙：令和4年12月22日までに占冠村に転入された方
 - ▶ 道議会議員選挙：令和4年12月30日までに占冠村に転入された方
- ※ただし、両選挙とも投票する日までに道外に転出された方は、投票できません。

占冠村議会議員選挙

投票日 **4月23日(日)**

投票できる方

- ▶ 平成17年4月24日までに生まれた投票当日満18歳以上の方
 - ▶ 令和4年1月17日までに占冠村に転入し、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録され、占冠村の選挙人名簿に登録されている方
- ※ただし、投票する日までに村外に転出された方は、投票できません。

投票所・投票時間 ※各投票所と投票時間は、次のとおりです。

投票所	投票時間
占冠村コミュニティプラザ (第1投票所)	午前7時～午後8時
占冠地域交流館 (第2投票所)	午前7時～午後6時
双珠別住民センター (第3投票所)	午前7時～午後4時
トナムコミュニティセンター (第4投票所)	午前7時～午後6時

※投票入場券は事前に郵送しますので大切に保管ください。仮に入場券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、その際は、当日投票所にて事務従事者にお申し出ください。

選挙当日に投票できない方は、期日前投票・不在者投票をご活用ください。

投票期間

- ▶ 北海道知事選挙：3月24日(金)～4月8日(土)
- ▶ 北海道議会議員選挙：4月1日(土)～4月8日(土)
- ▶ 占冠村議会議員選挙：4月19日(水)～4月22日(土)

投票所・時間

- ▶ 占冠村総合センター会議室(旧和室)：午前8時30分～午後8時
- ▶ トナムコミュニティセンター事務室：午前8時30分～午後5時30分

期日前投票

- ▶ 仕事や旅行などの予定がある方

不在者投票

- ▶ 入院中・入所中の方
 - ▶ 身体に重度の障がいがある方
- ※不在者投票用紙等の請求は、投票期間の初日の2日前から投票日の3日前までです。

◎新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方は、「特定郵便等投票」により投票ができます。ただし、濃厚接触者の方は対象ではありません。

◎選挙期日に18歳を迎える方は、期日前投票はできませんが、不在者投票を行うことができます。